

事業番号0282											
平成29年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名	保険料等交付金に必要な経費（年金特別会計健康勘定）			担当部局庁	保険局			作成責任者			
事業開始年度	平成20年度	事業終了（予定）年度	終了予定なし	担当課室	保険課全国健康保険協会管理室			友田 輝明			
会計区分	年金特別会計健康勘定										
根拠法令（具体的な条項も記載）	健康保険法第155条の2、船員保険法第115条			関係する計画、通知等	保険料等交付金の交付について（平成25年4月5日保発0405第6号）						
主要政策・施策	－			主要経費	社会保障						
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	全国健康保険協会（以下「協会」という。）が行う健康保険事業及び船員保険事業の実施に必要な費用として国において徴収した保険料等を協会に対し交付する。										
事業概要（5行程度以内。別添可）	・国において徴収した保険料の額から、適用・徴収等に係る経費に相当する額を控除し、その都度、遅滞なく協会へ保険料等交付金として交付する。 ・国の決算上の剰余金が繰り入れられたときは、遅滞なく協会へ保険料等交付金として交付する。										
実施方法	交付										
予算額・執行額（単位：百万円）			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算の状況	当初予算	8,314,385	8,864,996	9,147,582	9,761,419	9,869,146				
		補正予算	－	－	－	－					
		前年度から繰越し	－	－	－	－	－				
		翌年度へ繰越し	－	－	－	－					
		予備費等	－	－	－	－					
	計		8,314,385	8,864,996	9,147,582	9,761,419	9,869,146				
	執行額		8,314,385	8,864,375	9,146,642						
	執行率（％）		100％	100％	100％						
	当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		100％	100％	100％						
平成29・30年度予算内訳（単位：百万円）	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	保険料等交付金		9,761,419	9,869,146	被保険者数及び1人当たり保険料額の増による保険料収入の増が見込まれるため。						
	計		9,761,419	9,869,146							
成果目標及び成果実績（アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標－年度	目標最終年度－年度
	－	－	成果実績	－	－	－	－	－	－		
			目標値	－	－	－	－	－	－		
			達成度	％	－	－	－	－	－		
根拠として用いた統計・データ名（出典）	－										

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績						
		本経費は、被保険者の報酬等に基づいて決定された保険料等を協会に交付するものであり、定量的な目標を設定できない。			毎月納付される保険料等を適切に交付する。 26年度執行額 8,314,385百万円、27年度執行額 8,864,375百万円、28年度執行額 9,146,642百万円						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度	
		保険料等交付金の予算額	徴収した保険料を年度内に交付する	実績	百万円	8,314,835	8,864,375	9,146,642	－	－	
目標値				百万円	8,314,385	8,864,996	9,147,582	－	－		
達成度	%			100	100	100	－	－			
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込		
	国において徴収した保険料等を遅滞なく交付するため、各月に定期的な交付日を設定し、保険料等交付金を交付する。	活動実績	百万円	8,314,385	8,864,375	9,146,642	－	－			
		当初見込み	百万円	8,314,385	8,864,996	9,147,582	9,761,419	9,869,146			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
	本経費は、被保険者の報酬等に基づいて決定された保険料等を協会に交付するものであり、単位当たりコストの算出になじまない。	単位当たりコスト	－	－	－	－	－				
		計算式	－	－	－	－	－				
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること								
		施策	I－9－1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること								
		測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標年度 － 年度
			－	－	実績値	－	－	－	－	－	
					目標値	－	－	－	－	－	
			定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標）					
			－	－	－	施策の進捗状況（実績）					
						－					
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
		保険料等交付金は、交付すべき額が法令により規定されているため、交付先である全国健康保険協会が行う健康保険事業及び船員保険事業の実施状況に関わらず交付しなければならない。なお、法令の規定上、保険料収入等が減少した場合、保険料等交付金の交付額もその分減少し、結果として不用額が発生することとなる。									
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野：	－	－						
		（第一階層）KPI	KPI（第一階層）			単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
			－	－	成果実績	－	－	－	－	－	
					目標値	－	－	－	－	－	
		達成度			%	－	－	－	－		
（第二階層）KPI		KPI（第二階層）			単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度	
		－	－	成果実績	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－		
達成度				%	－	－	－	－			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
－											

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	保険料等交付金は、国が事業主等から徴収した保険料等を経費として交付し、全国健康保険協会の健康保険事業及び船員保険事業の運営が安定的に行われることを目的とすることから、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	保険料等交付金は全国健康保険協会が行う健康保険事業及び船員保険事業の実施に必要な費用を、国が事業主等から徴収した保険料等を経費として交付するものであることから、国が実施すべき事業であり、地方自治体や民間等に委ねることができない事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	保険料等交付金は全国健康保険協会が行う健康保険事業及び船員保険事業の実施に必要な費用を、国が事業主等から徴収した保険料等を経費として交付するものであり、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付した保険料等交付金は健康保険事業及び船員保険事業を行うための費用として充てられている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	保険料等交付金は、交付すべき額が法令により規定されているため、交付先である全国健康保険協会が行う健康保険事業及び船員保険事業の実施状況に関わらず交付しなければならない。なお、法令の規定上、保険料収入等が減少した場合、保険料等交付金の交付額もその分減少し、結果として不用額が発生することとなる。		
	改善の方向性	国において徴収した保険料等を、一か月当たり4回、その時点の収納状況に応じて交付しているところ。現在までに全国健康保険協会の事業運営及び資金繰りに支障をきたすような事象が発生していないことから、事業実施方法は妥当性があるものと考えており、引き続き適正な執行を確保できるよう点検をしていきたい。		

外部有識者の所見							
引き続き適正な事業執行に努めること。 (横田 響子)							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現 状 通 り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現 状 通 り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めたい。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	832	平成23年度	739	平成24年度	653		
平成25年度	261	平成26年度	273	平成27年度	283		
平成28年度	277						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
9,146,642 百万円

健康保険法及び船員保険法の規定に基づき、
保険料収入等を保険料等交付金として交付。

【保険料等交付金】

【保険料等交付金】

A
全国健康保険協会
(健康保険事業分)
9,111,023 百万円

B
全国健康保険協会
(船員保険事業分)
35,619 百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.			B.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	保険給付費等	健康保険の保険給付費等の支払に充てる	9,111,023	保険給付費等	船員保険の保険給付費等の支払に充てる	35,619
	計		9,111,023	計		35,619

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	全国健康保険協会 (健康保険事業)	7010005013337	健康保険事業を行う。 (保険料交付)	9,111,023	その他	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	全国健康保険協会 (船員保険事業)	7010005013337	船員保険事業を行う。 (保険料交付)	35,619	その他	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-